

沖縄県に所在する学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る
平成29年度以後の共済掛金の額

平成17年3月31日 文部科学省告示第56号
最近改正：平成29年3月31日 文部科学省告示第61号

沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第106号）第27条の規定により、沖縄県に所在する義務教育諸学校（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。以下同じ。）、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）、高等専門学校、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。以下同じ。）、幼保連携型認定こども園又は専修学校（高等課程に係るものに限る。以下同じ。）の児童、生徒、学生若しくは幼児又は保育所等（独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）附則第8条第1項各号に掲げる施設をいう。以下同じ。）の児童（同項に規定する児童をいう。第1号を除き、以下同じ。）について独立行政法人日本スポーツ振興センターの行う災害共済給付に係る共済掛金の額は、平成29年4月1日以後次のとおりとする。

平成16年文部科学省告示第84号（沖縄県に所在する学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る平成16年度以後の共済掛金の額を定める等の件）は、廃止する。

沖縄県に所在する学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る平成29年度以後の共済掛金の額を定める等の件

- 1 義務教育諸学校の児童又は生徒 460円（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する児童又は生徒にあつては、20円）
- 2 高等学校又は専修学校の生徒 920円（夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程において教育を受ける生徒については490円、通信による教育を行う課程において教育を受ける生徒にあつては140円）
- 3 高等専門学校の学生 940円
- 4 幼稚園又は幼保連携型認定こども園の幼児 135円
- 5 保育所等の児童 175円（生活保護法による保護を受けている世帯に属する児童にあつては、20円）

前 文 （平成19年3月30日 文部科学省告示第46号） 抄
平成19年4月1日から施行する。

附 則 （平成27年3月30日 文部科学省告示第69号）

附 則 （平成27年3月31日 文部科学省告示第90号）

附 則 （平成28年3月22日 文部科学省告示第53号）

附 則 （平成29年3月31日 文部科学省告示第61号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。